

在職者訓練等あり方検討分科会設置要綱

(設置)

第1 県立職業能力開発施設再編整備検討会議設置要綱第6の規定により、在職者訓練等あり方検討分科会（以下「在職者訓練分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 在職者訓練分科会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 在職者訓練等（在職者訓練、離職者訓練及び障がい者訓練）のあり方の検討に関すること
- (2) その他、在職者訓練等のあり方の検討に必要な事項に関すること

(構成)

第3 在職者訓練分科会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(組織)

第4 在職者訓練分科会に分科会長及び副分科会長を置き、商工労働観光部長が別表に掲げる者の中から指名するものとする。

- 2 分科会長は、在職者訓練分科会の議長となり、会議を総理する。
- 3 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、副分科会長がその職務を代理する。

(会議)

第5 在職者訓練分科会は、商工労働観光部長が招集する。

- 2 分科会長は、必要と認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6 分科会長は、分科会における検討結果をとりまとめ、県立職業能力開発施設再編整備検討会議に報告するものとする。

(任期)

第7 構成員の任期は、就任の日から令和9年9月30日までとする。

(事務局)

第8 在職者訓練分科会の事務局は、商工労働観光部定住推進・雇用労働室に置くものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、在職者訓練分科会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和8年3月9日から施行する。

別表

	所属	職名
1	産業技術短期大学校	校長
2	二戸高等技術専門校	校長
3	(一社) 岩手県工業クラブ	会長
4	岩手県職業能力開発協会	会長
5	(独法) 高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部	支部長
6	商工労働観光部	部長